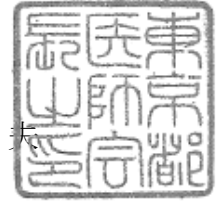


東都医保発第2733号  
(地区第1580号)  
令和2年12月28日

地区医師会長殿

公益社団法人  
東京都医師会  
会長 尾崎治夫



### 検査対象者とそれに対応する検査形態の考え方について

平素は本会事業にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症患者の増加に伴い、医療機関や認定検査機関以外で、医師が検査の必要性を認めない、勤務先に提出する陰性証明や不安解消の為の確認など、いわゆる自由診療によるPCR検査等を行う検査機関が増えてきています。その中には通常よりも安価な検査料で行う検査施設もあります。

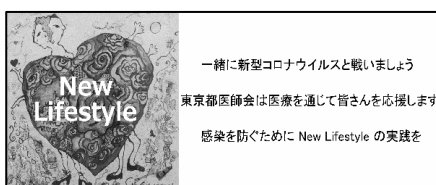
厚生労働省は、11月24日付で「新型コロナウイルス感染症に関する自費検査を実施する検査機関が情報提供すべき事項の周知および協力依頼について」の通知において、「利用者へ情報開示する事項」「利用者に説明する事項」「検査機関を選ぶ際に留意すべき事項」などを定め検査機関に対し協力を求めています。

このような状況下において、医師が診断しない検査機関で検査結果が陽性だった場合には、「提携医療機関」「かかりつけ医」など地域の医療機関にて医師の判断により再度のPCR検査等の実施や保健所への発生届の提出が必要となります。

尚、COVID-19を診断するのはあくまで医師なので、民間機関の検査結果・精度に少しでも疑問がある場合には、躊躇なく医学的なPCR検査等を受診者にお勧めください。

この程、医師が診断しない検査機関への対応について「検査対象者とそれに対応する検査形態の考え方」として、別添のとおり取り纏めましたので通知いたします。

貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。



(公社)東京都医師会 事業部 医療保険課  
TEL : 03-3294-8821 FAX : 03-3292-7097  
■新型コロナウイルス感染症の保険適用に関する情報  
<https://www.tokyo.med.or.jp/17904>

# 検査対象者とそれに対応する検査形態の考え方

令和2年12月28日作成  
東京都医師会

